

令和8年度 札幌市立真駒内公園小学校

# PTA 総会

総会議案書



令和8年4月

## — 目次 —

- 【議案 1】 令和 7 年度 PTA 一般・特別会計  
決算報告・会計監査報告について
- 【議案 2】 令和 7 年度学校徴収金 会計監査報告について
- 【議案 3】 令和 8 年度活動方針（案）
- 【議案 4】 令和 8 年度 PTA 一般・特別会計予算（案）
- 【議案 5】 令和 8 年度 PTA 役員（案）
- 【議案 6】 用紙費について
- 【議案 7】 札幌市 PTA 共済会加入について

### <資料>

- 真駒内公園小学校保護者と教職員の会（PTA）規約
- 2026 年度 札幌市 PTA 共済会のご案内

【議案1】 令和7年度PTA一般会計決算報告 真駒内公園小学校保護者と先生の会

令和8年3月25日現在

収入の部

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	備考	
繰越金	235,287	235,287	0		
会費	保護者会費	144,600	146,000	1,400	PTA会費：50円×長子人数×12ヶ月分
	教職員会費	12,600	12,600	0	PTA会費：50円×職員数×12ヶ月分
	過年度会費	0	0	0	
雑収入	0	0	0		
合計	392,487	393,887	1,400		

支出の部

項目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	備考	
運営費	総会費	0	0	0	総会書面对応のため予算計上せず
	実行委員会費	3,000	4,000	1,000	土曜参観PTA行事実行委員会 会議費
	常設委員会費	0	0	0	
	消耗品費	50,000	0	△ 50,000	用紙・複合機インク等
	通信連絡費	5,000	3,000	△ 2,000	PTA役員・役員選考委員連絡費
	渉外接待費	30,000	23,440	△ 6,560	南区PTA連合会 会議参加費
活動費	備品費	0	0	0	
	研修費	0	0	0	
	交通費	3,500	0	△ 3,500	
	ボランティア活動費	50,000	23,951	△ 26,049	保護者ボランティア活動費
	環境整備費	13,000	11,858	△ 1,142	花壇用苗の購入
	奨励費	60,000	57,350	△ 2,650	卒業証書ホルダー・胸花・スナップ写真代
	慶弔費	0	0	0	
分担費	0	0	0	令和4年度より特別会計から支出	
雑費	3,000	602	△ 2,398	振込手数料 転出還付	
予備費	174,987	0	△ 174,987	緊急に係る費用	
合計	392,487	124,201	△ 268,286		

令和7年度総収入	393,887	
令和7年度総支出	124,201	
<u>次年度繰越金</u>	<u>269,686</u>	(3月25日現在)

## 【議案1】

## 令和7年度PTA特別会計決算報告 真駒内公園小学校保護者と先生の会

令和8年3月25日現在

収入の部				
項 目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	備 考
繰越金	1,202,286	1,202,286	0	
資源回収	0	173,860	173,860	予算計上はせず
札幌市補助	0	190,800	190,800	予算計上はせず
学校プール開放協力費	20,000	20,000	0	2日(半日×2日)実施予定
合計	1,222,286	1,586,946	364,660	

## 支出の部

項 目	令和7年度予算	令和7年度決算	増減	備 考
行事費	175,000	118,703	△ 56,297	
カートボランティア貸し靴代	5,000	4,950	△ 50	
スキーボランティア交通費	15,000	10,500	△ 4,500	藻岩 4,000 フッズ 6500
卒業式胸花代	0	0	0	R7年度一般会計に計上
スキー学習外部講師採用費	0	0	0	R7年度 計上はせず
入校証ホルダー代	5,000	3,350	△ 1,650	
PTA行事費	150,000	99,903	△ 50,097	※土曜参観PTA行事
その他	258,220	258,790	570	
PTA共済掛金(南区P連分担金含む) 支出	258,020	258,590	570	PTA共済 460円×児童316名分 140円×(243戸数+教員21名)分 区P連 290円×会員数(263名)分
タブレットケース・タッチペン代	0	0	0	R8年度新1年分はR8年度分予算に計上
切手代	0	0	0	
代本板	0	0	0	
パイプ椅子・収納用台車	0	0	0	
開放プール契約書収入印紙代	200	200	0	
合計	433,220	377,493	△ 55,727	

令和7年度総収入 1,586,946

令和7年度総支出 377,493

1,209,453

令和7年度 札幌市立真駒内公園小学校

## PTA 一般会計 会計監査報告

令和7年度 PTA一般会計 会計監査結果を次の通り報告します。

1. 監査実施日 令和8年3月27日(金)
2. 会計監査対象 令和7年度 PTA一般会計
3. 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳その他収入・支出関係書類
4. 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に施行されていた。

令和8年3月27日

監査委員

監査委員

令和7年度 札幌市立真駒内公園小学校

## PTA 特別会計 会計監査報告

令和7年度 PTA特別会計 会計監査結果を次の通り報告します。

1. 監査実施日 令和8年3月27日(金)
2. 会計監査対象 令和7年度 特別会計
3. 監査対象書類 2に係る金銭出納簿、預金通帳その他収入・支出関係書類
4. 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に施行されていた。

令和8年3月27日

監査委員

監査委員

## 【議案 3】

### 令和 8 年度の PTA 活動方針（案）について

本校 PTA 活動につきましては、コロナ禍の期間、開催方法の変更や自粛により対応して参りました。そして、この期間は、PTA 活動の中で「本当に必要なものは何か」、「形式的に行われており、削減できるものはないか」等、これまでの PTA 活動を見つめなおす時間となりました。

令和 5 年度より、学校においても様々な制限が解除され、以前のような教育活動が戻ってきました。本議案では、今年の活動を基に、今年度の活動を御提案いたします。議決権行使書にて、会員の皆様の御判断、御意見をお示しいただければと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本会「真駒内公園小学校保護者と教職員の会（PTA）」への入会につきましては、「子どもたちの健全な成長を支えるために、保護者と教職員が協力し合う」という目的から、原則入会をお願いしておりますが、入会を望まない場合は、学校まで御連絡いただければと存じます。

### 【提案 1】 PTA 役員・学校が運営する「茶話会デー」の継続実施

本校では、令和 4 年度 PTA 総会にて、学級役員を廃止することが決定いたしました。その際、「茶話会」については、お子さんを同じクラスに通わせる保護者の方同士が交流を深める機会となるので残したいとの意見を受け、「学級委員を廃止した上で、茶話会の企画運営は、学校ならびに PTA 役員が行う。」という決定に至りました。令和 4 年度は学級茶話会、令和 5～7 年度は学年茶話会を実施し、保護者の皆様同士の交流を深めることができました。今年度も茶話会デーを下記の要領で実施いたします。

#### 【茶話会デーの概要について】

- ・ 1 学期（7 月）学習参観日（5 校時）の前に、学年合同茶話会を実施する。
- ・ 会食はなし（昼食を取りながらの参加も可）、交流は曜日課により 50～60 分間。
- ・ 会場は、「3 階はるにれ教室」または「3 階家庭科室」。（2 学年同時開催のため）
- ・ 事前の参加調査アンケートは、「すぐーる」アンケート機能を利用して PTA 担当教職員が行う。
- ・ 昼食については、学校で希望販売を行わない。
- ・ 当日の司会・運営は、1・2 年生は PTA 役員、3 年生以上は学年にお任せする。
- ・ 終了後は片付けをし、各教室で行われる授業参観へ。

※議案が可決された場合、7 月の参観日前に参加調査アンケートを実施します。

### 【提案 2】 PTA 活動費は、引き続き月額 50 円とする

コロナ以前は、月額 110 円徴収しておりました。コロナ禍における PTA 活動の自粛、その後の活動の精選に伴い、月額 50 円で運営してきたところであります。令和 8 年度におきましても、引き続きこの額で進めて参りたいと思います。

### **【提案3】新入学1年生・転入生分のタブレットケースとタッチペンの購入について、令和8年度から、今年度のPTA特別会計に予算を計上する。**

令和4年度、特別会計より支出し、全児童数分のタブレットケースを購入いたしました。それまで、探検バッグをタブレットケースとして使用していましたが、本来の目的外使用のため破損が絶えず、児童や教員から専用のケースを所望する声が出ており、購入した経緯があります。

また、児童一人一人に配付しておりますタッチペンですが、令和4年度までは臨時的に配当されていたコロナ対策予算より購入費用を支出しておりました。令和6年度は、1年生・転入生の使用するタッチペンの購入費用を、タブレットケース購入費用と合わせて前年度の特別会計より支出・購入いたしました。

しかし、新1年生のクロームブックの導入が1学期後半、持ち帰りが夏休み以降となるため、前年度購入のメリットがありませんでした。以上のことから、令和8年度新入学1年生・転入生のタブレットケースとタッチペンは、令和8年度のPTA特別会計予算に計上、購入いたします。

### **【提案4】保護者ボランティアの継続・活動費を予算計上する**

令和6年度より、子どもたちの健全な育成を図るため、会員である保護者の皆様に学校での教育活動により幅広く参加していただく機会を増やす計画を立て、実施してまいりました。これまで、スケート体験学習、スキー学習、1年生の「真駒内川水辺の楽校」、家庭科「裁縫・調理実習補助」など、大変多くの保護者の皆様にボランティアとして参加していただき、子どもたちが安全に楽しく学習活動を進めることができました。今年度につきましても、より多くの保護者の皆様に教育活動に携わっていただきたいと考えております。また今年度も、夏季のプール開放事業も再開する予定です。こちらのボランティアも募集いたします。さらに、保護者ボランティアの継続に関わって、活動に必要な消耗品・飲み物代・雑費等を、保護者ボランティア活動費として、令和8年度のPTA一般会計予算に計上します。

※議案が可決された場合、4月中にボランティア参加希望調査アンケートを実施します。

### **【提案5】登録制保護者ボランティアの継続・募集**

学校行事、教科学習に関わる保護者ボランティアとは別に、年間を通した活動を進めていただく「登録制保護者ボランティア」を募集します。登録制ボランティアは、4～5月にメンバーを確定（途中入退会は自由）し、年間を通して活動していただきます。令和8年度は、「図書ボランティア」、児童の安全を見守っていただく「見守りボランティア」を実施いたします。いずれも、4～5月中にメンバーにお集まりいただき、活動内容等を御確認いただき、随時活動を進めてまいります。

図書ボランティア活動例…読み聞かせ活動、読書推進に関わる催し実施、年度末蔵書点検  
見守りボランティア活動例…中・昼休み見守り（グラウンド・体育館等） 登下校見守り

※議案が可決された場合、4月中にボランティア参加希望調査アンケートを実施します。

## **【提案6】 土曜参観（12月）にPTA行事の継続・実施**

令和元年度まで、土曜参観時に全児童と保護者が観劇等を行うPTA行事を実施し、費用はPTA特別会計より支出して参りました。コロナ禍によりPTA行事は自粛しておりましたが、令和6年度より実施再開いたしました。令和7年度は、PTA行事サポートメンバーを募り、PTA役員を中心とした実行委員会を開催いたしました。また、前日準備ボランティアを募り、会場準備を行いました。令和8年度につきましても、R7年度の活動を基に、以下の要領でPTA行事の実施を行ってまいります。

5月～PTA役員を中心としたPTA行事実行委員会に参加する、「PTA行事サポートメンバー」を募集  
6月以降、PTA行事実行委員会を開催（回数、日時等は委員会で検討）

※PTA行事費は令和8年度PTA特別会計に予算計上する

【議案4】 令和8年度PTA一般会計予算(案) 真駒内公園小学校保護者と先生の会

令和8年4月13日現在

収入の部

項目	令和7年度決算	令和8年度予算	増減	備考	
繰越金	235,287	269,686	34,399		
会費	保護者会費	146,000	139,800	△ 6,200	PTA会費:50円×長子233×12ヶ月分
	教職員会費	12,600	12,600	0	PTA会費:50円×職員21×12ヶ月分
	過年度会費	0	0	0	
雑収入	0	0	0		
合計	393,887	422,086	28,199		

支出の部

項目	令和7年度決算	令和8年度予算	増減	備考	
運営費	総会費	0	0	0	総会書面对応のため予算計上せず
	実行委員会費	4,000	4,000	0	土曜参観PTA行事実行委員会 会議費
	常設委員会費	0	0	0	
	消耗品費	0	50,000	50,000	用紙・複合機インク等
	通信連絡費	3,000	5,000	2,000	PTA役員・役員選考委員連絡費
	渉外接待費	23,440	30,000	6,560	南区PTA連合会 会議参加費
活動費	備品費	0	0	0	
	研修費	0	0	0	
	交通費	0	3,500	3,500	
	ボランティア活動費	23,951	50,000	26,049	保護者ボランティア活動費
	環境整備費	11,858	13,000	1,142	花壇用苗の購入
	奨励費	57,350	60,000	2,650	卒業証書ホルダー・胸花・スナップ写真代
	慶弔費	0	0	0	
分担費	0	0	0	令和4年度より特別会計から支出	
雑費	602	3,000	2,398	振込手数料等	
予備費	0	203,586	203,586	緊急に係る費用	
合計	124,201	422,086	297,885		

## 【議案4】

## 令和8年度PTA特別会計予算(案)

真駒内公園小学校PTA

令和8年4月13日現在

収入の部				
項 目	令和7年度決算	令和8年度予算	増減	備 考
繰越金	1,202,286	1,209,453	7,167	
資源回収	173,860	0	△ 173,860	予算計上はせず
札幌市補助	190,800	0	△ 190,800	予算計上はせず
学校プール開放協力費	20,000	20,000	0	2日(半日×2日)実施予定
合計	1,586,946	1,229,453	△ 357,493	

## 支出の部

項 目	令和7年度決算	令和8年度予算	増減	備 考
行事日	118,703	175,000	56,297	
カートボランティア貸し靴代	4,950	5,000	50	
スキーボランティア交通費	10,500	15,000	4,500	R7実績 藻岩4000 フッズ6500
入校証ホルダー代	3,350	5,000	1,650	
PTA行事費	99,903	150,000	50,097	※土曜参観PTA行事
その他	258,790	279,860	21,070	
PTA共済掛金(南区P連分担金含む) 支出	258,590	219,660	△ 38,930	PTA共済 380円×児童304名分 120円×(233戸数+教員21名)分 区P連 290円×会員数(254名)分
新1年生タブレットケース・タッチペン代	0	60,000	60,000	R8年度より、同年度予算に計上
切手代	0	0	0	
代本板	0	0	0	
パイプ椅子・収納用台車	0	0	0	
開放プール契約書収入印紙代	200	200	0	
合計	377,493	454,860	77,367	

【議案5】

○下記名簿に記載いたしました方々を、令和8年度役員として、御推薦いたします。

令和8年度

# P T A 役員（案）

札幌市立真駒内公園小学校  
役員選考委員会

役 職	氏 名	所 属
顧 問		
会 長		
副会長		
副会長		
副会長		
副会長		
書 記		
書 記		
書 記		
書 記		
会 計		
会 計		
会 計		
会計監査		
会計監査		

敬称略  
教職員以外、順不同です

## 【議案6】 ・用紙費を引き続き、月額150円にする

### 用紙費について

令和6年度より本校の用紙費は月額150円で徴収していました。昨今の物価高により、用紙購入費用も値上がりしており、次年度以降変更の検討も必要になることも考えられますが、今年度につきましては、引き続き月額150円にいたします。

4月中旬に配付します学校徴収金に関するお便りでもお知らせいたします。

## 【議案7】 ・札幌市PTA共済会へ加入する

### 札幌市PTA共済会について

○札幌市PTA共済会は、札幌市立幼稚園、小学校、中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及び、PTA会員（保護者・教職員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金の支払いをする制度です。

⇒制度の詳細については、先日配付した「札幌市PTA共済会の御案内」でご確認ください。

○共済会の加入は、単位PTAで加入・非加入を選択するものであり、会員個々が、世帯単位で加入を選択できるものではありません。

○共済掛金は

・学童等（園児、児童、生徒）は1名につき380円

・PTA会員（保護者、教職員等）は1世帯120円です。

※今年度につきましては、掛金はPTA特別会計より支出いたします。

# 真駒内公園小学校保護者と教職員の会（PTA）規約

## 第1章 名称

第1条 この会は、「真駒内公園小学校保護者と教職員の会」と称し、事務局を真駒内公園小学校におく。

## 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭及び地域における児童の健全な育成を図るとともに、会員相互の資質向上と親睦を目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 学校・家庭・地域の連携を密にし、児童の生活環境の向上を図る。
2. 会員の教養及び資質の向上と親睦を図る。
3. 学校の教育環境の充実に協力する。
4. PTA連合体との連携を図り、その活動を推進する。
5. その他、この会の目的から必要と認められること。

## 第3章 会員

第4条 この会の会員は、真駒内公園小学校に在籍する児童の保護者と同校に在職する教職員とする。

第5条 この会の会員は、総会で決定した会費を納め、全て平等の権利と義務を有する。

## 第4章 会計

第6条 この会は次の会計をおき、会費及びその他の収入によって支弁する。また、経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。

1. 一般会計
2. 特別会計

第7条 この会の資産は、第2章の目的達成のためだけに支出され、その決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第8条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 役員・委員

<役員>

第9条 この会は、次の役員をおく。

- |          |           |                  |
|----------|-----------|------------------|
| 1. 会 長   | 1名        | この会を代表し、会務を統括する。 |
| 2. 副 会 長 | P複数名＋T 1名 |                  |
| 3. 会 計   | P複数名＋T 1名 |                  |
| 4. 書 記   | P複数名＋T 1名 |                  |
| 5. 会計監査  | 2名        |                  |

<委員>

第10条 この会は、次の委員をおく。

- ~~1. 学級委員~~ 2. 役員選考委員

<任期>

第11条 役員及び委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。尚、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

<役員・委員の選出>

第12条 役員の選出は、総会において行う。その候補者は、役員選考委員会において選考され、総会に報告される。

~~第13条 委員は、各学級会員の互選により、学級委員を2名選出する。~~

第14条 役員選考委員会は次の構成により正副委員長をおく。

1. 各学年から1名ずつ選出された、合計6名で構成する。
2. 新年度に会員の資格を失う役員がいた場合に限り、その中から1名を選出する。
3. 教師から1～2名を選出する。

<補充・増員>

第15条 この会の役員・委員に欠員が出た場合、又は、年度中において特別な事業等にかかる役員・委員の増員が必要となった場合は、これを補充・増員することができる。その選任及び承認は実行委員会において行い、~~会報等で会員に告知するものとする。~~

⇒役員会において行い、書面等で会員に告知するものとする。

## 第6章 会議

<会議>

第16条 この会の会議は、総会と実行委員会及び役員会とする。

第17条 総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成される。

第18条 総会は、年1回会長が招集し、次のことを審議する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

1. 規約・規則の改廃
2. 会運営の大綱及び活動計画
3. 予算並びに決算の承認
4. 役員の選出
5. その他必要な事項

第19条 総会の議長は会員の中から選出し、決議には出席者の過半数の同意を必要とする。

第19条2項 会長は役員会が必要と認めた場合、書面による総会を開催することができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。

~~第 20 条 実行委員会は総会に次ぐ決議機関で、役員、学級委員で構成し、必要に応じて会長が招集する。~~

第 21 条 実行委員会 ⇒役員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。

~~第 22 条 実行委員会は次の任務をもつ。~~

- ~~1. 総会の決議事項の実施~~
- ~~2. 各委員会の事業計画の審議検討~~
- ~~3. 補正予算、補欠役員・委員等の選出~~
- ~~4. 総会に提出する議案の作成~~
- ~~5. その他必要な事項~~

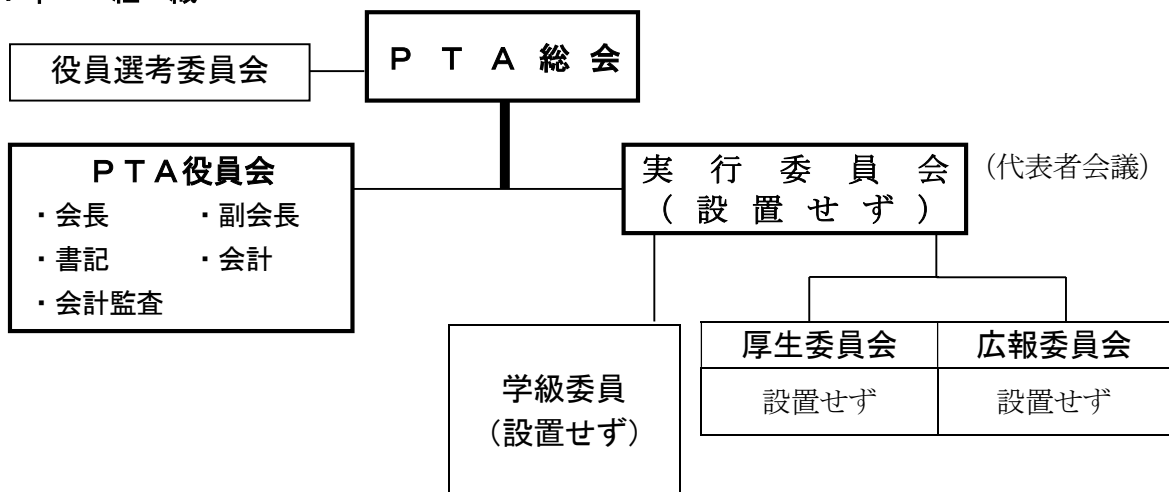
~~第 23 条 実行委員会は、緊急を要する案件で、総会にはかかる余裕のない場合、これを処理する。また、特定の目的を遂行するために、特別委員会を設けることができる。~~

第 24 条 役員会は、第 11 条に定める役員（会計監査を除く）で構成し、会務の立案並びに緊急を要する事項の処理にあたる。

第 25 条 各委員会は、必要に応じて委員長が会議を招集する。

~~第 26 条 特別委員会は、実行委員会の諮問事項に答申し、その任を終えた時に解散される。~~

## 第 7 章 組 織



## 第 8 章 附 則

第 27 条 この規約の改廃は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 28 条 本規約に必要な細則は、別に定める。

1. 慶弔規定を別に定める
2. 会員の個人情報の取扱いについて「個人情報取扱規則」に定め適正に運用する

第 29 条 本規約は、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。

平成 25 年 4 月 18 日 一部改正

平成 30 年 4 月 13 日 一部改正

平成 31 年 4 月 19 日 一部改正

令和 2 年 4 月 19 日 一部改正

令和 4 年 4 月 27 日 一部改正

取り消し線部分は、過年度 PTA 総会により改訂した部分です。

# 2026年度

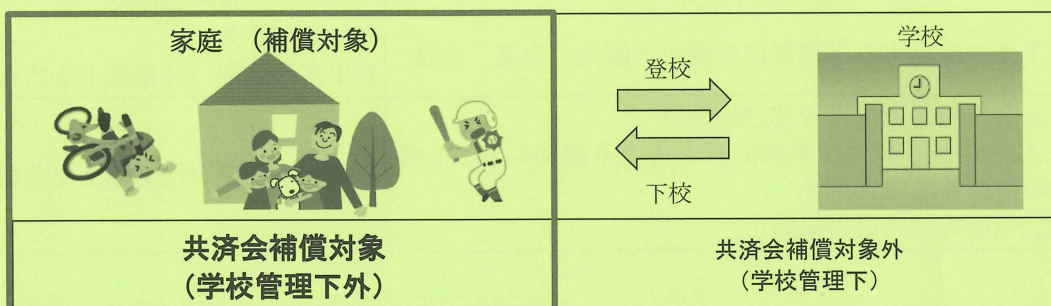
(2026年6月1日～2027年3月31日)

## 札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、「一人はみんなのために みんなは一人のために」という相互扶助の精神のもとに設立され、「共済事業」と「安全普及啓発事業等」の二つの事業を行っている団体です。

共済事業では、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

### ●学校管理下外とは

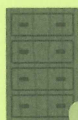


※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。

※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

### 学校管理下外での事故事例（事故報告書には、けがをした状況を記入してください）

#### 家庭生活でのけが



- ・階段から転落して手首を打撲した
- ・家具にぶつかって足小指を骨折した
- ・風呂場で転倒して膝を挫傷した
- ・お手伝い中に手を切った

#### 地域生活でのけが

- ・自転車で転倒して膝をぶつけた
- ・遊具から落ちて足首を捻挫した
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で…

#### スポーツでのけが

- ・相手とぶつかって足を骨折した
- ・スキーで転倒し肩を打撲した
- ・プールで滑って手をひねった



#### 外出先でのけが

- ・海に行って岩場で転んで足を切った
- ・キャンプ中にやけどをした
- ・遊園地の遊具にぶつかって肩を脱臼した

### ●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

#### PTA行事での事故事例

##### 行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで転倒して靭帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でスライディングしてアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で…
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に転んで骨折をした



※PTA行事参加への往復途上も対象となります。

## ●概要

### 共済期間

2026年6月1日～2027年3月31日

※2027年度より4月1日からの共済期間となるための移行期間となります

### 共済掛金

500円(10ヶ月分)

※園児・児童・生徒：1名380円、PTA会員：1世帯120円

※教職員・支援者等は1名につき120円

※幼稚園・小学校・中学校PTA毎の徴収になります。

例 1世帯、児童1名の場合 120円+380円=500円

1世帯、児童2名の場合 120円+380円+380円=880円

### 補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中(往復途上を含む)
<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA会員である保護者及び教職員</li> <li>PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者</li> <li>児童、生徒等の同居の親族</li> </ul>	PTA活動中(往復途上を含む)

### 共済掛金納入

単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。

各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

### 事故報告 -原則としてけがの発生日から30日以内-

けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項を漏れなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。(医療費助成制度を利用した場合も同様)

### 共済金の請求

-治癒した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時-  
学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。手術給付金の請求には診療明細書コピーが必要です。(2025年5月31日までに発生したけがに関しては診断書が必要)

### 時効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

## ●日数条件

学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して3日目以降においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

## ●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか?

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

## ●給付金額

共済金の種類	学校管理下外	P T A 活動中	日数および要件
死 亡	100 万円	500 万円	被共済者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	5 ～100 万円	25～500 万円	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に被共済者に約款所定の後遺障害(1)が発生した場合 (1)身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます(医学的他覚所見のあるもの)
入 院	日額 1,000 円	日額 4,000 円	被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合  【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日までの入院、通院合わせて 180 日が限度
通 院	日額 500 円	日額 2,500 円	学校管理下外の補償については、事故の発生日から起算して 3 日目以降も通院共済金を受けるべき状態にある場合に限る  ※ P T A 活動中の補償については日数条件はなし  【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の通院(往診を含む)を対象とし、通算して 90 日が限度。整骨院への実通院日数は 30 日が限度
手術給付金	2 万円	5 万円	入院共済金をお支払いする場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けられた場合  (1 事故につき 1 回の手術に限る)
固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定(装具類は対象外)。  【種類による限度期間】 ・ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。 ・シーネ等患者側による取り外しが可能なものは 30 日間(ただし、手指・足指の場合は 14 日間)。		

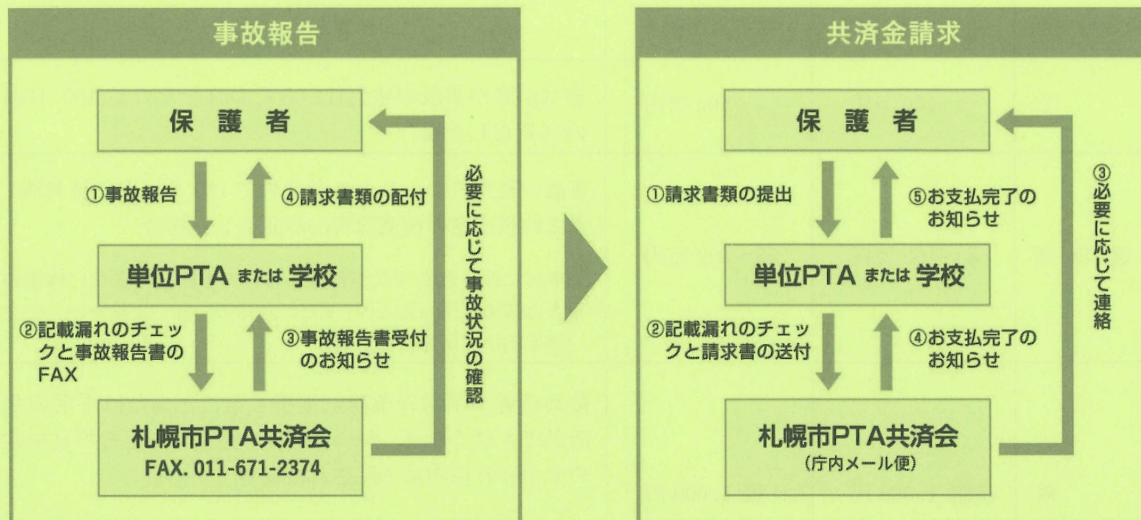
※共済金の支払い限度額：1 事故に対する共済給付金総額の上限を 3,000 万円とする。

学校管理下外(対象) … 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動は「学校の管理下外」

学校管理下(対象外) … 登・下校を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」



## ● 事故発生から共済金が支払われるまで



## ● 共済金をお支払できない場合（主なもの）

次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。

- ・学校の管理下
- ・傷害のうち、偶然性・急激性・外来性の三原則に適合しないもの(※1)  
 (※1)事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの
- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・被共済者が自動車、原動機付き自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故
- ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)  
 (※2)被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

「傷病名」は、一例ですが、「偶然性、急激性、外来性」の事故によるものではない同じ動作の繰り返して起こる野球肘（肩）・リトルリーグ肩（肘）・テニス肩（肘）・ジャンパー膝（膝蓋腱炎（膝蓋靭帯炎）／大腿四頭筋腱付着部炎）・分裂膝蓋骨（炎）・ランナー膝・疲労骨折・たな傷害（滑膜ヒダ傷害）・シンスプリント等や、オスグッド・シュラッター病、踵骨骨端症（シーバー病・セーバー病）、すべり症、腰椎分離症、筋肉痛、日焼け、熱中症、低温やけど、くつずれ、筋炎、アキレス腱炎、腱鞘炎、関節炎、股関節炎、成長痛等が**支払対象外**となります。

(注意) P T A 行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。  
 ※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

## 一般社団法人 札幌市 P T A 共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター 3F

TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市 P T A 共済会ホームページ  
<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>

